

③ ICTを活用するための環境の整備
—— 現状 ——

学校のICT環境の整備状況

○学校のICT環境整備の状況【H31（GIGA前）→R7（GIGA後）】

事 項	全国の状況 (平成31年3月)	全国の状況 (令和7年3月)
児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数	0.2台/人	1.1台/人
普通教室の無線LAN整備率 (移動系通信システム（LTE等）によりインターネット接続を行う普通教室を含む)	41.0%	99.4%
インターネット接続状況	70.3% (100Mbps以上)	86.6% (1Gbps以上)
普通教室の大型提示装置整備率	52.2%	91.0%
統合型校務支援システム整備率	57.5%	94.8%

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査〔確定値〕（平成31年3月現在及び令和7年3月現在）)

学校種別 学校における主なICT環境の整備状況等

R7年3月1日現在

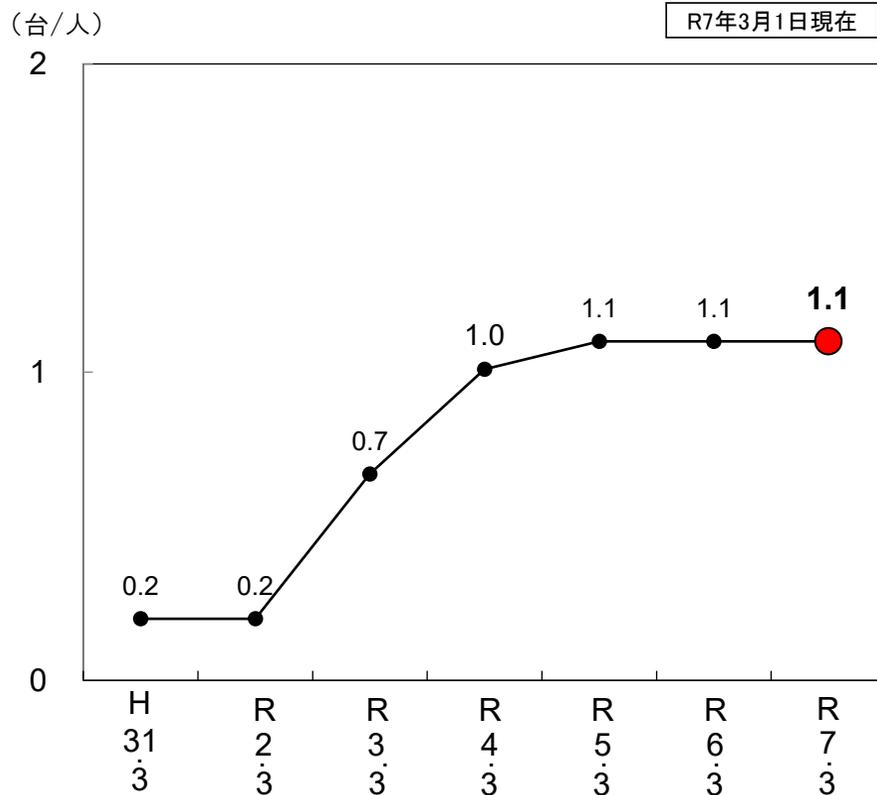
	全学校種	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校数	32,048	18,271	8,945	232	3,439	35	1,126
児童生徒数	10,895,258	5,825,949	2,867,856	75,951	1,951,282	23,853	150,367
普通教室数	488,127	277,211	114,880	4,287	60,401	730	30,618
学習者用コンピュータ台数	11,847,256	6,172,728	3,096,888	82,345	2,293,304	27,066	174,925
校務用コンピュータ台数	1,155,782	523,376	290,702	10,294	226,761	2,267	102,382
指導者用コンピュータ台数	1,200,217	555,935	306,833	10,779	232,543	2,932	91,195
児童生徒1人当たりの 学習用コンピューター台数	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.2台/人	1.1台/人	1.2台/人
無線LANまたは移動通信システム（LTE等）により インターネット接続を行う普通教室の割合	99.3%	99.4%	99.3%	99.8%	99.6%	100.0%	98.1%
普通教室の無線LANの整備率	97.1%	96.7%	96.9%	99.4%	99.4%	100.0%	97.5%
普通教室の大型提示装置整備率	91.0%	93.3%	91.5%	92.0%	93.1%	97.4%	64.2%
教員の校務用コンピュータ整備率	131.2%	130.1%	128.4%	131.0%	142.1%	123.5%	123.8%
教員の指導者用コンピュータ整備率	136.3%	138.2%	135.5%	137.1%	145.8%	159.8%	110.3%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	94.7%	94.2%	86.2%	99.3%	94.3%	89.3%

※児童生徒数は、令和6年5月1日現在の児童生徒数である。

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査〔確定値〕（平成31年3月現在及び令和7年3月現在））

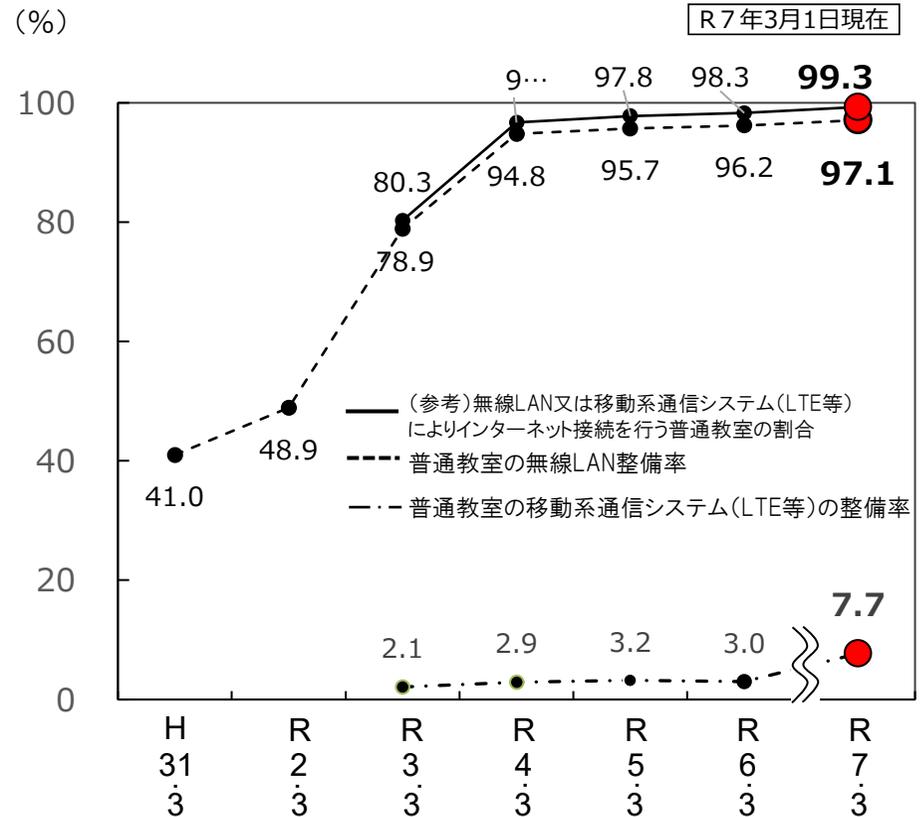
学校における主なICT環境の整備状況等の推移

①児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数



- ※ H31.3からR6.3までについて、「学習者用コンピュータ」は「教育用コンピュータ」のうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
- ※ 「学習者用コンピュータ」はタブレット型コンピュータ(平板状の外形を備え、タッチパネル式などの表示/入力部を持ったコンピュータ)のほか、コンピュータ教室等に整備されているコンピュータを含む。
- ※ 「児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数」は、「学習者用コンピュータ」の総数を児童生徒の総数で除して算出した値である。

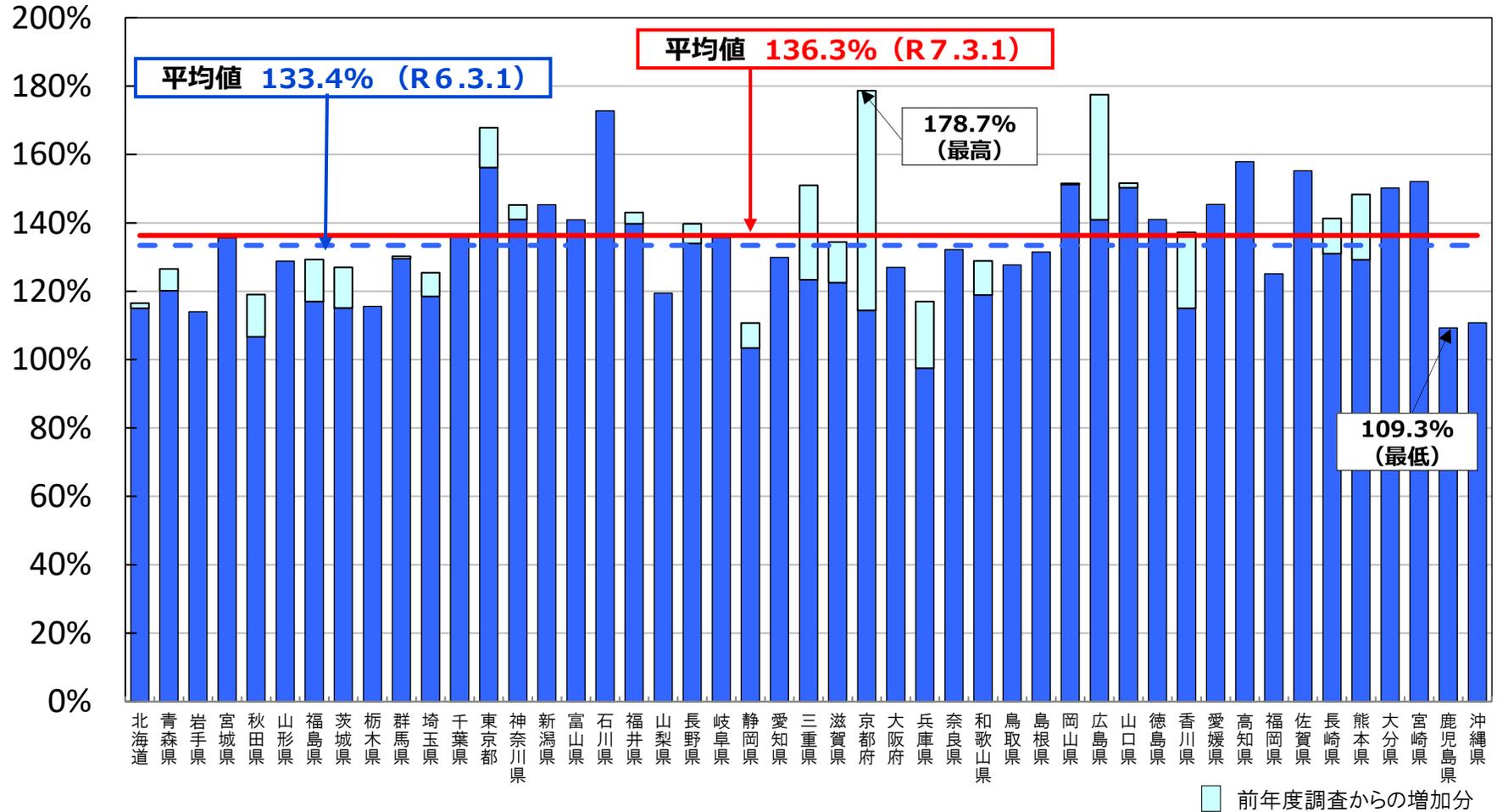
②普通教室の通信環境



- ※ 普通教室の無線LAN整備率は、無線LANを整備している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
- ※ 普通教室の移動系通信システム(LTE等)の整備率は、移動系通信システム(LTE等)を利用している学校の普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した数である。
- ※ 無線LAN又は移動系通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合は、無線LANを整備している普通教室の総数に移動系通信システム(LTE等)を利用している学校の普通教室の総数を加えたものから、LTEを利用している学校のうち、無線LAN整備済の普通教室数を減じた数を普通教室の総数で除して算出した値である。
- ※ 普通教室の移動系通信システム(LTE等)の整備率は、R5年度調査までは移動系通信システム(LTE等)を主たる接続回線として利用している教室の総数を用いて算出していたが、R6年度調査は調査項目の見直しに伴い、移動系通信システム(LTE等)を併用している場合も含めた教室の総数を用いて算出している。

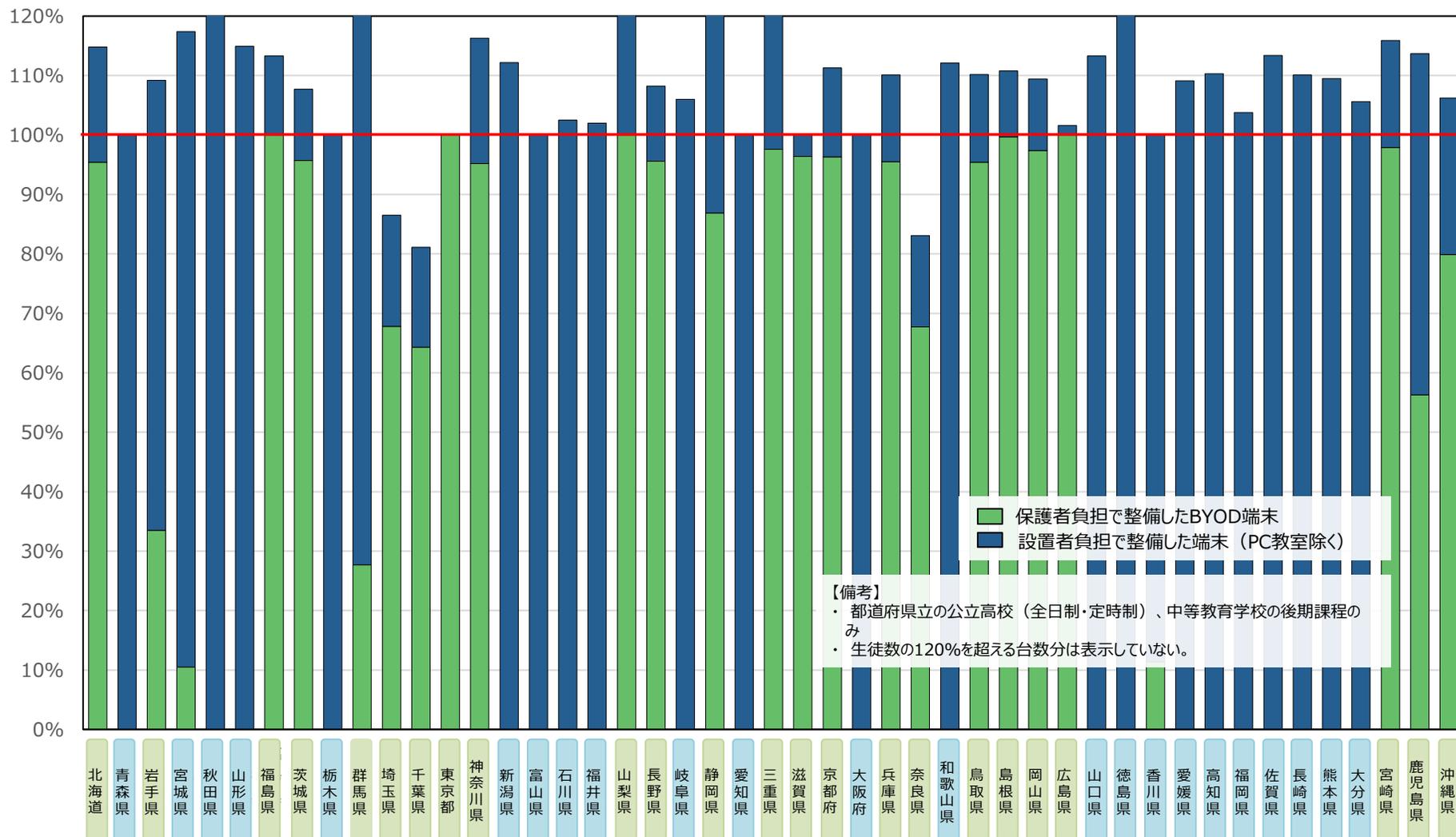
教員の指導者用コンピュータ整備率

【前年度（平均：133.4%、最高：177.9%、最低：97.5%）】



※ 教員の指導用コンピュータ整備率は、指導者用コンピュータ(校務用との兼用PC含む)の総数を教員の総数で除して算出した値である。
 ※ 「指導者用コンピュータ」は教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ(校務用コンピュータ)は含まない。
 ※ 「可動式コンピュータ(教員が1人1台あるいは数人で使用するために配備されたコンピュータ(ノート型(タブレット型を含む)))」を含む。

公立高校における端末の整備状況（都道府県別）（令和6年度当初）



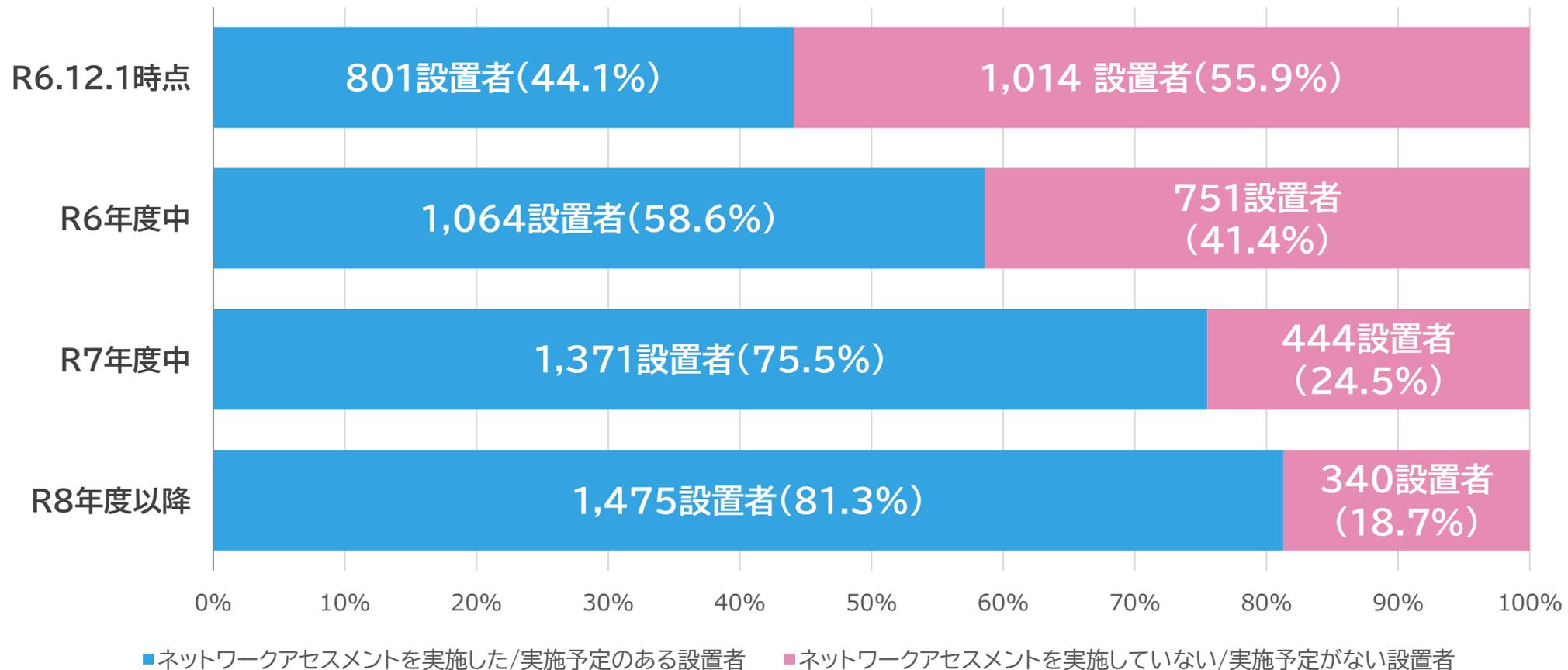
費用負担

保護者負担を原則 **24自治体**

設置者負担を原則 **23自治体**

- ・調査対象：公立高等学校（全日制・定時制）及び中等教育学校後期課程の設置者
 ※通信制高等学校、特別支援学校、公立大学法人立高等学校は対象外
- ・調査時点：令和6年5月1日
 （令和7年10月現在）
 ・奈良県は令和6年度中に整備完了
 ・埼玉県、千葉県は令和7年度入学生の整備をもって整備完了

ネットワークアセスメントを実施した又は実施予定の設置者の割合



※ネットワークアセスメントを実施した/実施予定のある設置者には、当該設置者が設置する学校の一部の学校を対象に実施している場合を含む

※文部科学省調査による

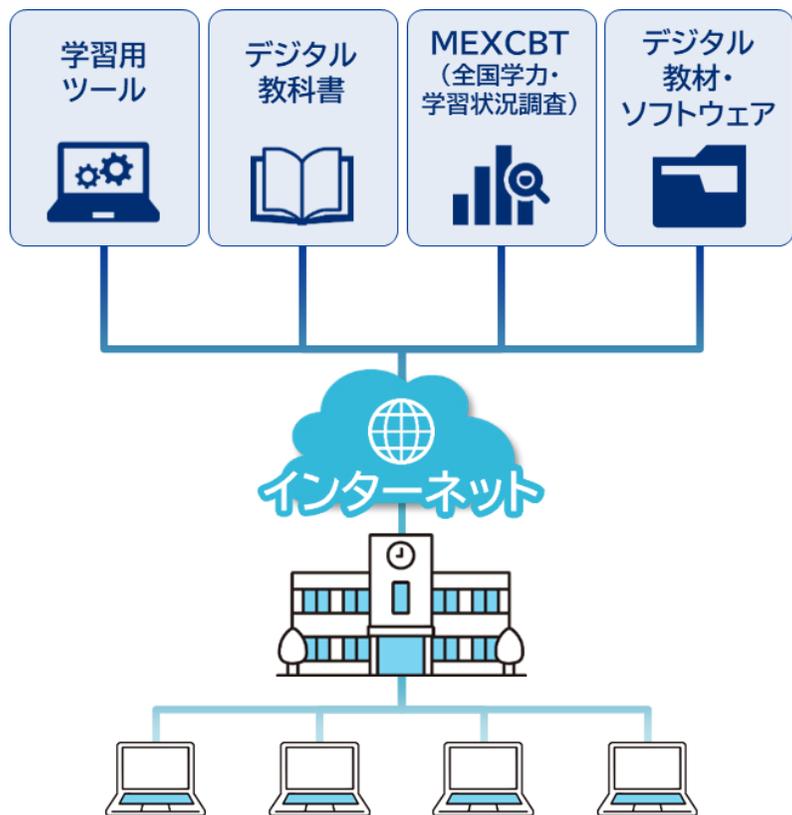
・調査期間:令和6年12月13日～令和7年1月14日

・回答数:1,815設置者 (学校数 32,364校 ※設置者の回答を基に集計)

GIGAスクール構想におけるネットワークの重要性

- GIGAスクール構想は、クラウドサービスの活用を基本としている。
- 1人1台端末は、十分な速度のネットワーク環境が無いと十全に活用できない。
- 一方、文部科学省が示した「当面の推奨帯域」(※)を満たす学校は2割程度(令和6年4月時点)にとどまり、学校ネットワークの改善が課題。

※「当面の推奨帯域」は、同時に全ての授業において、多数の児童生徒が高頻度で端末を活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準であり、端末活用の日常化に向けて、まずは全ての学校が目指すべき水準(ただし、この水準を下回る場合でも授業で全く活用できないというものではない)。



学校規模別の当面の推奨帯域		簡易測定結果	
児童生徒数	当面の推奨帯域 (Mbps)	回答学校数 (割合)	当面の推奨帯域を満たす学校数
~60人	~108	3,985校(13.2%)	3,258校(81.8%)
61人~120人	161~216	3,450校(11.5%)	1,486校(43.1%)
121人~180人	270~323	2,798校(9.3%)	520校(18.6%)
181人~245人	377~395	2,705校(9.0%)	306校(11.3%)
246人~315人	408~422	2,901校(9.6%)	201校(6.9%)
316人~385人	437~453	2,817校(9.4%)	215校(7.6%)
386人~455人	468~482	2,515校(8.4%)	131校(5.2%)
456人~560人	496~525	3,023校(10.1%)	174校(5.8%)
561人~700人	538~580	2,785校(9.3%)	127校(4.6%)
701人~840人	594~633	1,728校(5.7%)	56校(3.2%)
841人~	647~	1,382校(4.6%)	29校(2.1%)
合計		30,089校	6,503校 (21.6%)

（2）ICTを活用した学習状況

① ICTの活用状況等

再掲

ポイント

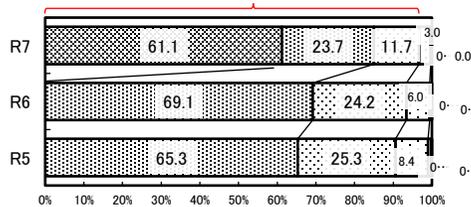
- 【p.53】 ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は、小学校97%（前年比3ポイント増）、中学校94%（前年比4ポイント増）。また、児童生徒のICT機器を使用する頻度と各教科の正答率・スコアとの間に、一定の関係が見られる。
- 【p.54】 ICT機器が、不登校児童生徒、特別な支援を要する児童生徒、外国人児童生徒等に対する学習活動等の支援や、児童生徒の心身の状況の把握等にも活用されている。

小学校〔58〕 中学校〔58〕 調査対象学年の児童〔生徒〕に対して、前年度までに、児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。

- ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用）
- ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業）
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- 月1回未満

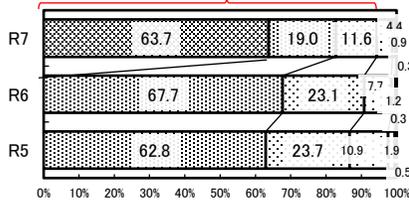
小学校

96.5



中学校

94.3

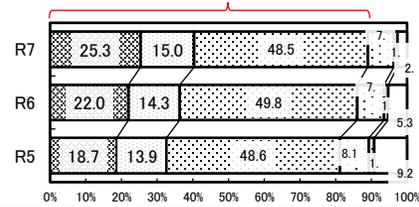


小学校〔66〕 中学校〔66〕 児童〔生徒〕一人一人に配備されたPC・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか。

- 毎日持ち帰って、毎日利用させている
- 毎日持ち帰って、時々利用させている
- 時々持ち帰って、時々利用させている
- 持ち帰らせていない
- 持ち帰ってはいけないこととしている
- 臨時休業等の非常時のみ、持ち帰ることとしている

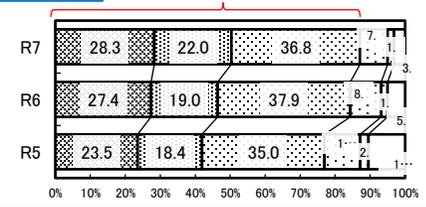
小学校

88.8



中学校

87.1

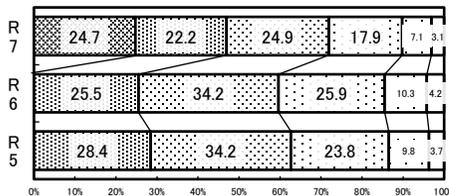


児童〔28〕
生徒〔28〕

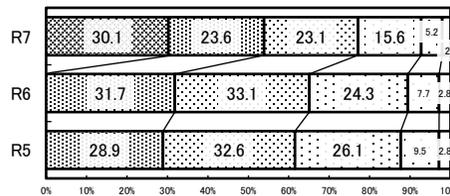
5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。

- ほぼ毎日（1日に複数の授業で活用）
- ほぼ毎日（1日に1回くらいの授業）
- 週3回以上
- 週1回以上
- 月1回以上
- 月1回未満

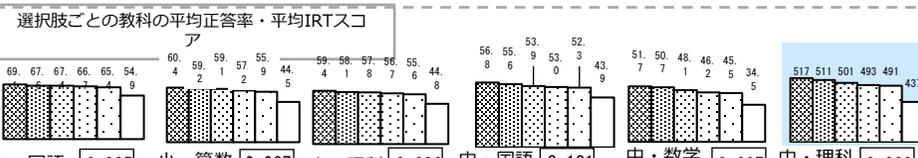
小学校



中学校



クロス集計

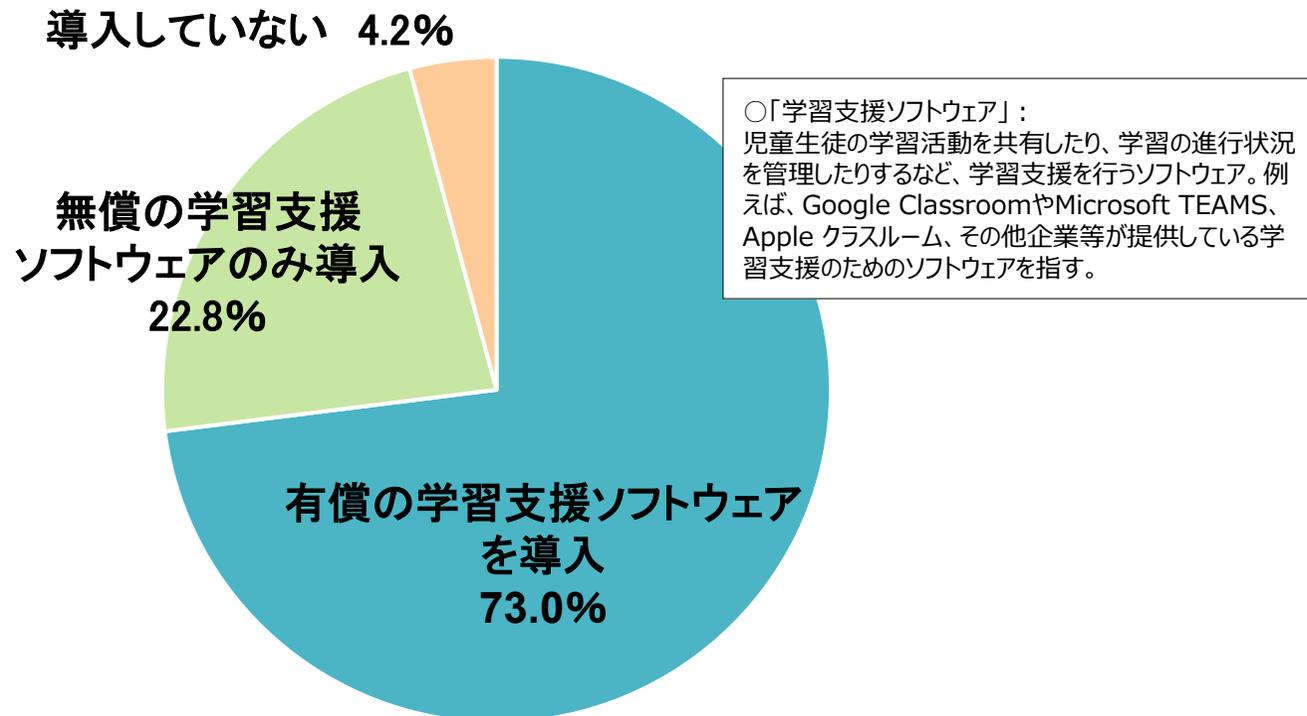


ソフトウェア・コンテンツの導入状況

令和4年度端末利活用状況等の実態調査

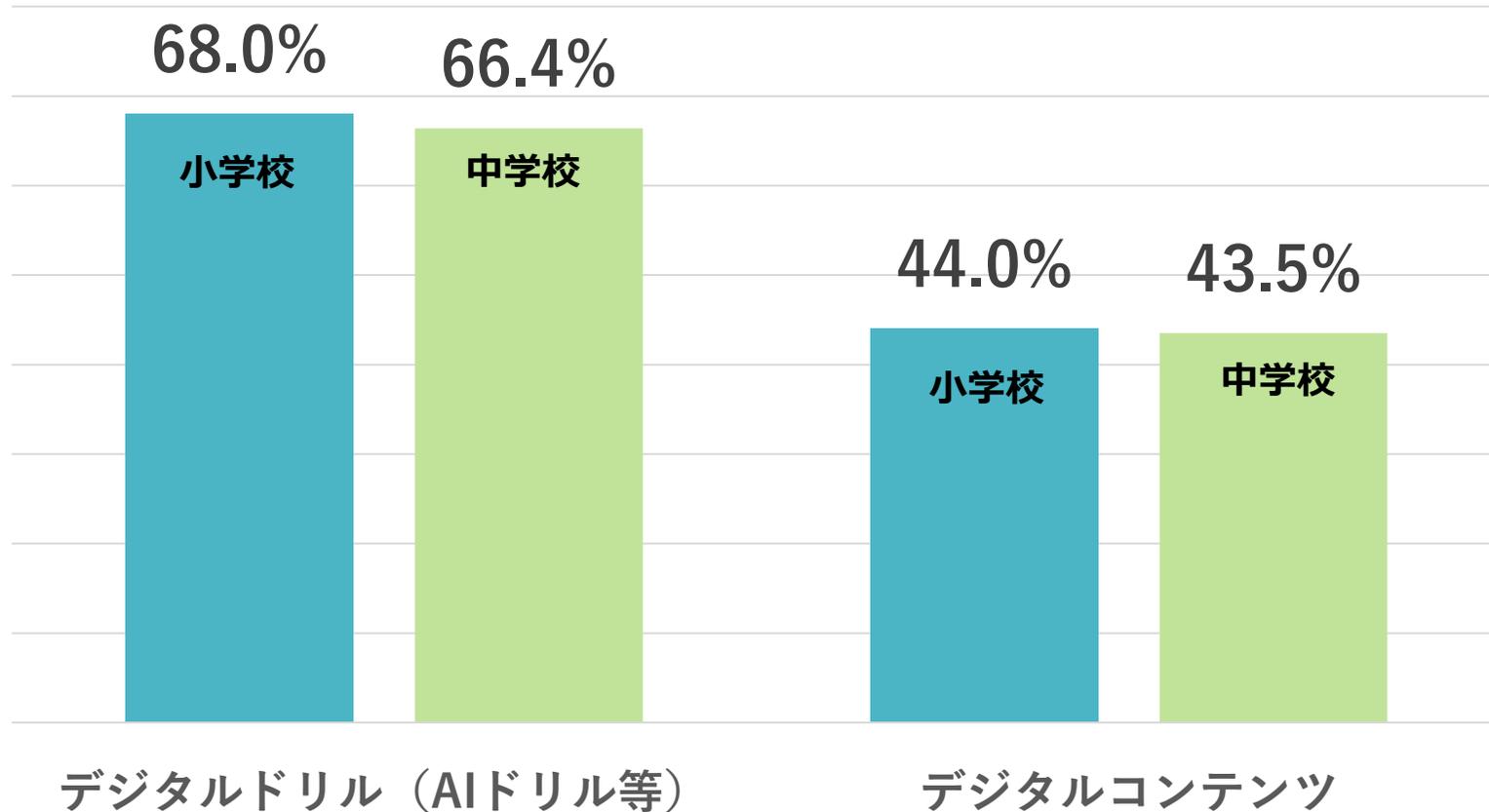
- 児童生徒の学習活動を共有したり、学習の進行状況を管理する「学習支援ソフトウェア」を導入している自治体は、約96%にのぼる。うち73%の自治体は有償ソフトウェアを導入。
- 「デジタルドリル」を使用している自治体は約7割、デジタル資料集などの「デジタルコンテンツ」を使用している自治体は約4割。

○ 学習支援ソフトウェアを導入している自治体の割合



※有償の学習支援ソフトウェアを導入している自治体には、有償の学習支援ソフトウェアのみを導入している自治体と、有償ソフトウェアと無償ソフトウェアの両方を導入している自治体が含まれる

○ デジタルドリルやデジタルコンテンツを使用している自治体の割合



○「デジタルドリル」：AIドリルなど、反復・習得学習のための問題集・動画教材等のソフトウェア。

○「デジタルコンテンツ」：デジタル地図やデジタル資料集、作曲・演奏ソフトウェアなど、いわゆる副教材にあたるソフトウェア。

教育情報セキュリティの現状と課題

現状・課題

- ◆ 現行のGIGA環境を活用した教育現場でのクラウド活用が進んでいる
- ◆ 次世代校務DXにおいても、強固なアクセス制御に基づくセキュリティ対策は必要な要素（※）
- ◆ モデルケースの展開に先駆け、ネットワーク統合・アクセス制御型セキュリティへの移行が進む

※GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～（令和5年3月 文部科学省）
一方で

- ◆ 独自の教育情報セキュリティポリシーを策定している教育委員会は**半数に満たない**
- ◆ 学校・教育委員会には生徒の個人情報等、**首長部局では扱いの想定されない重要な情報が存在しており、地方自治体の情報セキュリティポリシーの準用では不十分**
- ◆ 教育現場の環境は変化しており、**新たな環境に対応したセキュリティ対策の見直し**が重要

自治体のセキュリティポリシーとは別に、教育情報セキュリティポリシーを教育委員会独自に策定していますか。



出典：文部科学省「GIGAスクール構想の下での校務DX化チェックリスト」（令和6年3月）

教育情報セキュリティポリシーが策定されていないことによる影響

- ◆ **学校が何をやっていいのかわからない**
児童生徒が閲覧できる場所に成績情報等の校務情報が混じる
→**児童生徒や保護者の閲覧**
重要性の高い情報の持ち出し・私用端末への転送
→**意図しない情報漏洩**
- ◆ **教育委員会が学校現場におけるセキュリティリスクを把握できない**
セキュリティインシデントが発生した際に
 - 原因の特定が困難
 - 報告ルートが設定されていない
 - 責任の所在があいまい
 - 罰則等の明確な規定が存在しない
 - 再発防止策を検討できない
 - 教育委員会の状況把握が遅れ大きな事故に
 - 不正行為や過失であるかを認定する根拠がない
 - 事故の範囲や影響を把握できない



**ポリシーを作っていない教育委員会が責任を問われる
せつかく進んだGIGAの後退につながりかねない**



③ ICTを活用するための環境の整備
――― 取組一覧 ―――

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分等について

- GIGAスクール構想に基づく端末等の整備に関連し、耐用年数やOSのサポート期限切れ等により学校現場において活用されている端末の更新に際し、使用済端末の再使用又は再資源化を含めた適切な処分（令和5年10月26日付け事務連絡）、適切なデータ消去について周知（令和7年7月3日付け事務連絡）。

事務連絡
令和5年10月26日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局 修学支援・教材課
経済産業省産業技術環境局 資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室

GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の
適切な処分（再使用又は再資源化）等について

GIGA スクール構想に基づく端末等の整備については、全国の小・中学校における1人1台端末の配備が概ね完了し、全国の学校現場において、その利活用が本格化しつつあります。

一方、現在、活用している端末の多くは、令和2、3年度から使用されていることから、蓄電池の耐用年数やOSのサポート期間切れ等により、早ければ令和6年度中から端末の更新が必要になると見込んでいます。各地方自治体におかれては、端末の更新に向けて様々な検討をされていると

使用済端末の再使用又は再資源化について、具体的な手法（例）を紹介。

【具体的な手法（例）】

（1）地域内での再使用

- ・校長・教頭用の端末としての活用、指導用端末としての活用
- ・学校図書館での活用（学校司書の業務用端末、館内用末等）
- ・PTA活動への貸し出し

（2）再使用及び再資源化手法

- ①小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託
- ②資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託

事務連絡
令和7年7月3日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局
学校情報基盤・教材課

GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な
処分等について

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下「端末」という。）については、全国の学校現場で本格的な利活用が進んでいますが、現在活用している端末の多くは、令和2年度又は3年度から使用されているため、耐用年数の超過やバッテリーの劣化等の理由から、多くの教育委員会等において基金等を活用した端末更新が本格化しています。端末更新の際には、使用済端末の廃棄又はリース返却等が生じますが、各教育委員会等におかれては、改め

使用済端末の再使用又は再資源化についての具体的な手法に加え、**使用済端末の廃棄又はリース返却等をする場合の情報漏えいを防止するための、データ消去**について周知。

GIGAスクール構想の推進

～ 1人1台端末の着実な更新～

令和8年度予算額（案） 3億円
 （前年度予算額 3億円）
 令和7年度補正予算額 685億円



現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び2年度補正予算において「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**5年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進**。
- 引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応し、着実な端末更新を進めることが必要**。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備 令和7年度補正予算額 676億円

- 都道府県に設置した**基金（5年間）**により、**5年間同等の条件で支援を継続**。
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

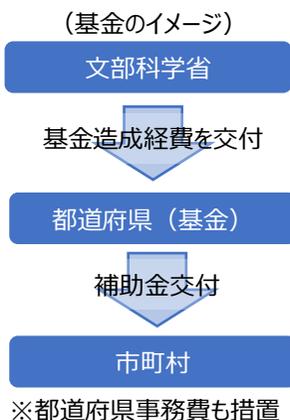
- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備を支援。

- 補助率：10分の10



国私立、日本人学校等の端末整備 予算額（案） 3億円(私立)
 令和7年度補正予算額 9億円(国立・日本人学校等)

- **更新に必要な経費を補助事業により支援**。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備も推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
 私立 3分の2
 日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。
 ※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)

再掲

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」を策定
- 必要な事業費は単年度で1,464億円とし、所要の地方財政措置



学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債の対象

計画において措置されているICT環境の水準

■ 学校のネットワーク	・「当面の推奨帯域」を満たすなど 必要なネットワークを確保している学校	: 100%
	・無線LAN	: 100%整備
■ 高校生の学習者用端末		: 生徒数の3分の1程度 <small>※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等</small>
■ 教師の端末等	・指導者用端末★及び校務用端末	: 1人1台整備
	・業務用ディスプレイ	: 1人1台整備
	・次世代型校務支援システム 又は 統合型校務支援システム	: 100%整備 <small>※次世代型校務支援システムへ順次移行</small>
■ 学校のニーズに応じたICT支援体制		: ICT支援員4校に1人配置 : ヘルプデスクの設置 <small>※複数の自治体が共同設置することも考えられる</small>
■ 教室のICT機器	・電子黒板等の大型提示装置★／実物投影機 <small>※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備</small>	: 各普通教室1台 : 特別教室用として各学校に6台



上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリー)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備

※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例: 教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例: 児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI

- 必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- 次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

私立学校施設・設備の整備の推進

令和8年度予算額（案） 91億円
 （前年度予算額 91億円）
 [令和7年度補正予算額 146億円]



文部科学省

背景説明

今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震や熱中症による事故、また教育研究環境の高度化に対応するため、私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

私立学校施設は、学生・生徒等の学習・生活の場であり、災害時には避難所機能を果たすことから、耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な環境を確保する。また、私立学校の教育DXを推進するとともに、研究力の向上や研究成果の社会実装を加速化すること等により教育研究環境の充実を図る。

1. 安全・安心な教育環境の実現等

41億円（46億円） [115億円]

第1次国土強靱化実施中期計画に基づく非構造部材や構造体の耐震対策、避難所※1機能の強化等の防災機能強化を重点支援、また熱中症による事故を防止するための空調設備の整備を推進

※1 指定避難所等 大学：約50% 小・中・高・特：約40% （令和6年9月1日時点）

- 非構造部材（吊り天井・外壁 など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化 など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレ など）
- 防犯対策 ●アスベスト対策
- 空調設備の整備



耐震対策の実施状況

（令和6年4月1日時点）

- ① 構造体 大：96.6% [国：99.9] 高：93.6% [公：99.9]
- ② 体育館の吊り天井等 大：73.3% [国：99.8] 高：84.0% [公：99.6]
- ③ 外壁など非構造部材 大：20.8% [国：78.7] 高：45.4% [公：68.0]

私立学校施設の整備目標

（第1次国土強靱化実施中期計画）

- ・構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
- ・非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了

このほか、日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資資金 288億円）

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 ※高校等の耐震補強・防犯対策の一部に補助率の高上げあり

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

28億円（23億円） [30億円]

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援

- 教育研究環境の高度化（教育研究設備の整備）
教育研究の質を向上するため、教育研究活動の基盤となる研究設備の整備を推進
- イノベーション創出に向けた教育研究環境整備（新規）
科学技術・イノベーション人材の育成強化を図るため、研究力の高い私立大学等への施設・設備整備費と経常費の一体的かつ重点的な支援により、最先端の「知」を生み出し、日本の競争力を高める拠点機能を強化（研究設備、施設改修事業）
※別途、私立大学等経常費として6億円を計上

補助率

教育研究装置	1/2以内
研究施設	1/2以内
教育設備	1/2以内
研究設備	2/3以内

3. 私立高等学校等の教育DXの推進（ICT環境整備）

22億円（22億円） [1億円]

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びを推進

- 端末の整備
- 周辺機器等ICT教育設備
- 校内LANの整備

【教育DXの推進】



私立小中高等学校等の整備状況

（令和6年度末時点）

- ① 端末 義務教育：80% 高等学校：75%
- ② ネットワーク 義務教育：89% 高等学校：86%

補助率

端末整備	2/3以内
ICT教育設備整備	1/2以内
校内LAN整備	1/3以内

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度予算額（案） 3億円
（前年度予算額 5億円）

令和7年度補正予算額 33億円



文部科学省

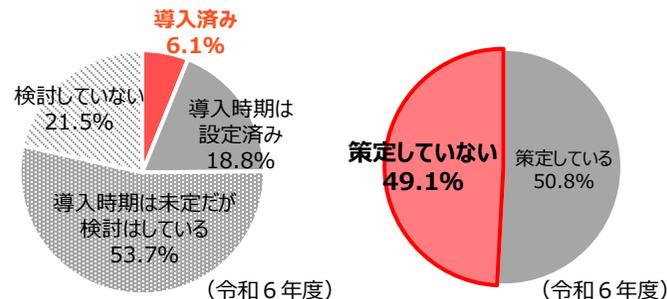
現状・課題

○DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっております。抜本的な拡充が必要。

○また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

○加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

次世代型校務支援システムの導入状況 教育情報セキュリティポリシーの策定状況



事業内容

(1) 次世代校務DX環境の全国的な整備

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

(2) 学校の通信ネットワーク速度の改善

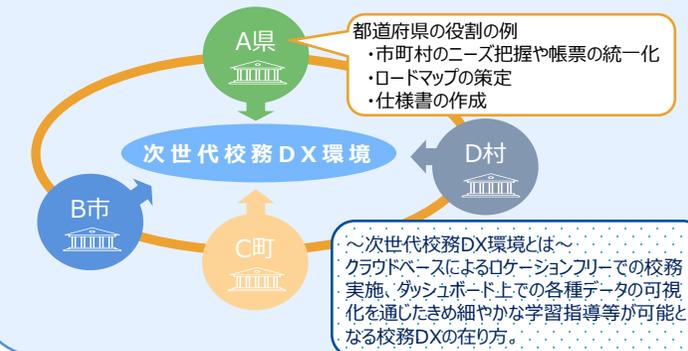
学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント…学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

(3) 学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1)：6,800千円/校、(2)：2,400千円/校

(3)：200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想第2期の基盤整備を強力に推進

(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)

学校のネットワーク改善に係る取組の例

- 学校のネットワーク改善に関する概括的な解説を行うものとして、「**学校のネットワーク改善ガイドブック**」を公開。(令和6年4月公開、令和7年6月改訂)
- **文部科学大臣、総務大臣、デジタル大臣の連名**により、**電気通信事業関連4団体**に対して、学校のニーズに見合った高速な通信サービスが適切に選択できるよう**協力を要請**。(令和6年8月)
- 学校向け通信サービスを登録・公開する場として「**教育DXサービスマップ**」に通信分野を追加するとともに、説明する場として「**学校ネットワーク自治体ピッチ**」を開催。(令和7年2月)

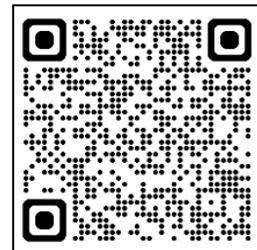
学校のネットワーク改善ガイドブック

 学校のネットワークの仕組みや課題、その解決策等について、**概括的に解説**



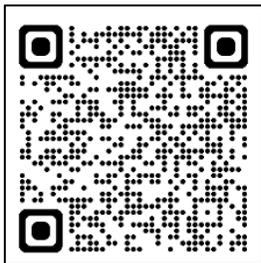
教育DXサービスマップ

 提供されている通信サービスを**地域ごとに一覧化して表示可能**
記載項目が標準化されており(サービス種別、速度、価格、導入事例等)、**各社のサービスを比較可能**



学校ネットワーク自治体ピッチ

 文部科学省等からの説明に加え、教育DXサービスマップに登録した内容について**各社が教育委員会向けに説明**

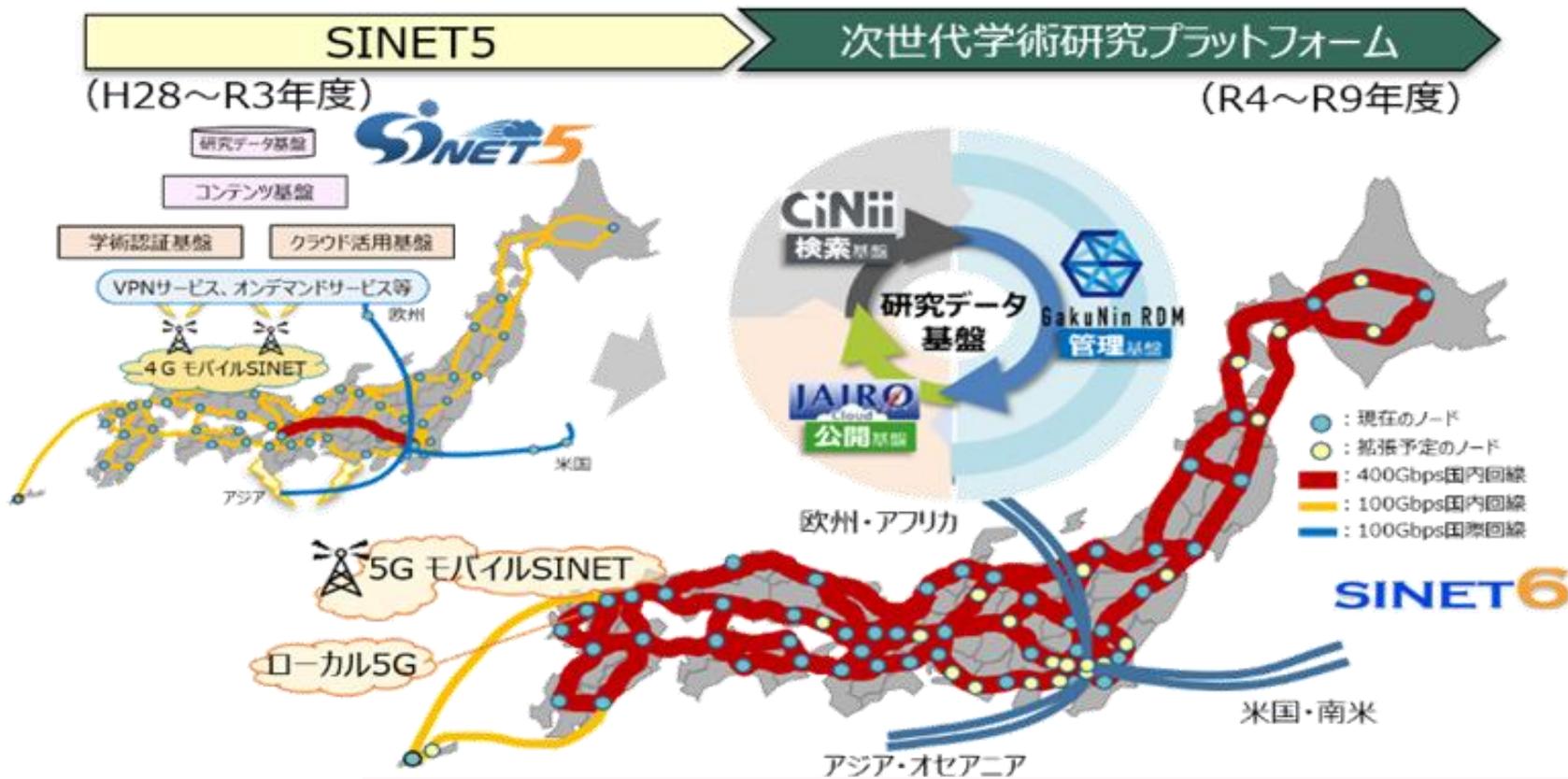


紹介されたサービスの一例(概要)

- 1Gbpsのギャランティ型について、月額約3万円～10万円のサービスが数社から提案された。
※従来、1Gbpsのギャランティ型は、定価ベースで月額50～150万円であった。
- 10Gbpsのベストエフォート型について、全国規模や複数県域・様々な地域で利用できるサービスが活発に提案された。
※従来、10Gbpsベストエフォート型は、安価であるものの提供地域がわかりにくく、比較検討が困難であった。
- 提案されたISP一体型のサービスは、多数の同時接続に強い構成となるよう固定IPアドレスが付帯されていた。

学術情報ネットワーク（SINET）概要

- 日本全国の国公立大学、公的研究機関等を結ぶ超高速・大容量のネットワーク
- 国立情報学研究所（NII）が民間事業者から未使用回線（ダークファイバー）を借り上げることで効率的に整備・運用。SINETは1992年から継続して整備
- 2022年4月から次世代学術研究プラットフォームとしてネットワーク基盤（SINET 6）と研究データ基盤の一体的に運用
 - ・日本全国を400Gbpsで接続（沖縄は200Gbps）、国際回線も200Gbpsに増強・整備
 - ・SINET接続点増設でアクセス環境改善、5G対応モバイル基盤の本格運用
 - ・研究データライフサイクルに沿った研究データ基盤の運用



2025.3.31時点 加入機関数	国立大学	公立大学	私立大学	短期大学	高等専門学校	大学共同利用機関	研究教育を目的とする 組織・法人等	合 計
	85	98	445	90	56	16	235	1,025*

* 加入機関数は同一機関が複数の拠点で接続している場合でも「1」としています。また、地域ネットワークを通じて接続している機関は、加入機関数に含めていません。

義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

令和8年度予算額（案） 5億円
（前年度予算額） 5億円



現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

事業内容

事業実施期間 昭和34年度～

【要保護者への就学援助】（令和5年度：約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、**オンライン学習通信費、医療費、学校給食費**

◆令和8年度予算額（案）

単価の引き上げ

・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校：57,060円 → 64,300円（+7,240円）
中学校：63,000円 → 81,000円（+18,000円）



【参考：準要保護者への就学援助】（令和5年度：約114万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和8年度予算額（案） 322億円
（前年度予算額 152億円）



文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容（事業実施期間：平成26年度～）

◆ 高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、令和7年10月の三党の合意を踏まえ、対象を中所得世帯（年収490万円程度）まで拡充するとともに、国の補助割合を1/3から1/2へ変更する。

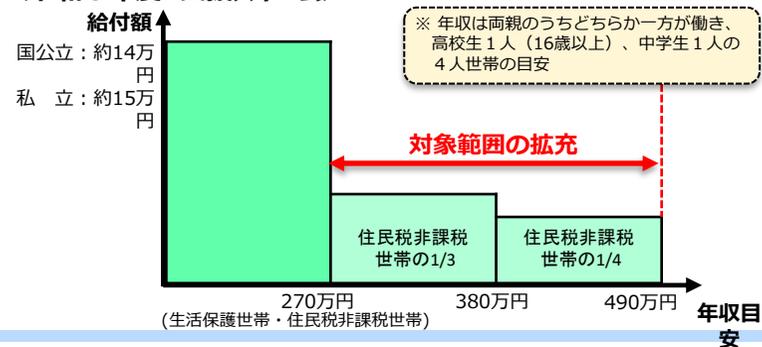
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、**通信費** など

■三党合意に基づく令和8年度以降の高校教育等の振興方策について（令和7年10月29日 自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）（抜粋）

(3) 高校生等奨学給付金の低中所得世帯への拡充

●子供たちが希望する高校等へ進学し、学びを継続できるようにするため、授業料以外の教育費の支援を充実させる。具体的には、高校生等奨学給付金について、中所得層までの範囲の拡大や地方に負担が生じることのないよう来年度から国の負担割合を10分の10とすることなど見直しをする。

<令和8年度 支援スキーム>



<令和8年度予算案 給付額>

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・住民税非課税世帯)		拡充部分				
	国公立	私立	年収270～380万円 (非課税世帯の1/3)		年収380～490万円 (非課税世帯の1/4)		
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	
生活保護世帯	32,300円	52,600円					
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校
※旧制度であれば対象となる改正前の就学支援金法第2条に規定する高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯の支援のみ対象。

対象者

日本国内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者。
①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
⑦家族滞在のうち日本で出生、又は小学校卒業までに来日し、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

実施主体

都道府県

補助割合

国 1/2 都道府県 1/2

（担当：初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム）

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

3億円
5億円

令和7年度補正予算額

33億円

現状・課題

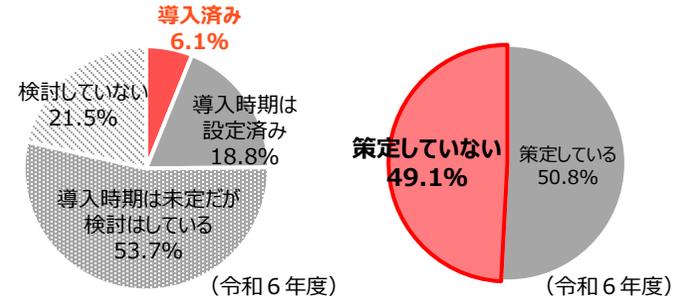
○DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から4年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっております。抜本的な拡充が必要。

○また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

○加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第2期を強力に推進するための基盤整備が急務。

次世代型校務支援システムの
導入状況

教育情報セキュリティポリシー
の策定状況



事業内容

(1) 次世代校務DX環境の全国的な整備

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

(2) 学校の通信ネットワーク速度の改善

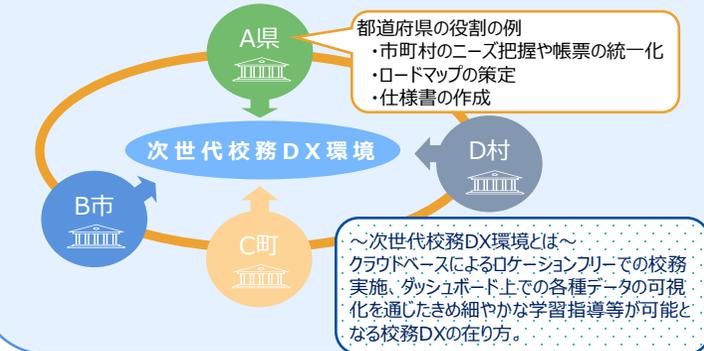
学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント…学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

(3) 学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



補助率等

事業主体：都道府県、市町村

補助割合等：3分の1

予算単価（事業費ベース）：

(1)：6,800千円/校、(2)：2,400千円/校

(3)：200千円/校※

※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

現状・課題

- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、**2029年度までを緊急改革期間と位置付け**時間外在校等時間の月30時間程度への縮減を目標としており、その有効な手段である**校務DXを通じた働き方改革を加速していく必要がある**。
- 校務DXを加速するには、「今の環境でできる校務DX」、「環境整備を伴う校務DX」を両輪で進める必要があるが、これらの校務DXを進めるに当たり、「どのように進めて良いのか分からない」、「技術的知見が不足している」など、**学校・教育委員会それぞれに課題が存在しており、この解消が急務**。
- また、**校務DXの実現に当たっては、情報セキュリティ対策が大前提**であることから、情報セキュリティに関する環境変化や技術革新が早いことを踏まえつつ、各教育委員会が適切な情報セキュリティ対策等を講じることができるよう支援する必要がある。

事業内容

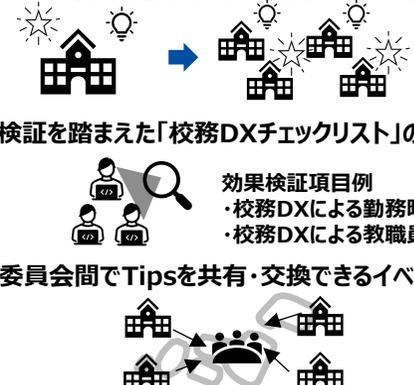
①「今の環境でできる校務DX」の推進

背景 日程調整をクラウドサービスを用いて実施するなどの「今の環境下でできる校務DX」が進まない要因

- ✓ 校務DXに取り組みたいけど、どんな方法があるのかわからない。
- ✓ 校務DXに不安を抱えている教職員がいる。

事業概要

- 各学校・教育委員会が参考にできる取組事例の創出・横展開
- 効果検証を踏まえた「校務DXチェックリスト」の改善及び周知
- 教育委員会間でTipsを共有・交換できるイベントの実施



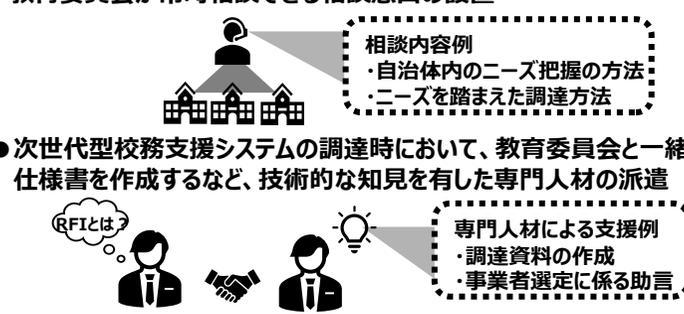
②「環境整備を伴う校務DX」の推進

背景 教育委員会が次世代型校務支援システムを整備するに当たり教育委員会職員が抱えている懸念

- ✓ 校務支援システムを調達するに当たり、技術の良し悪しがわからない。
- ✓ 担当職員が自分一人で何から始めて良いかわからない。
- ✓ 自分の教育委員会のニーズに合わせた校務支援システムを調達できるか不安。

事業概要

- 次世代型校務支援システムの仕様書の作成や調達プロセス等について、教育委員会が常時相談できる相談窓口の設置
- 次世代型校務支援システムの調達時において、教育委員会と一緒に仕様書を作成するなど、技術的な知見を有した専門人材の派遣



※環境構築費用の支援はGIGAスクール構想支援体制整備事業により実施

③個人情報保護の徹底を含めた教育現場の情報セキュリティ対策

背景 教育現場の情勢や個人情報保護法等の関連法制の動向等を踏まえて、情報セキュリティ対策等が必要

事業概要

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂
- 「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂

主な事業スキーム



著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化



著作権者の利益保護

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信



同時中継 遠隔地の会場



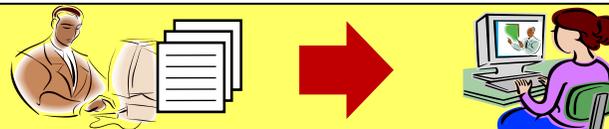
無許諾・有償 （文化庁が認可する補償金）

（著作権法第35条第1項・第2項）

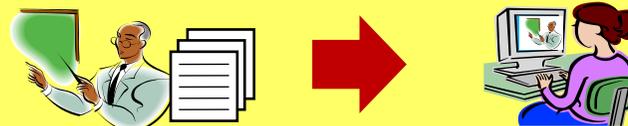
2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



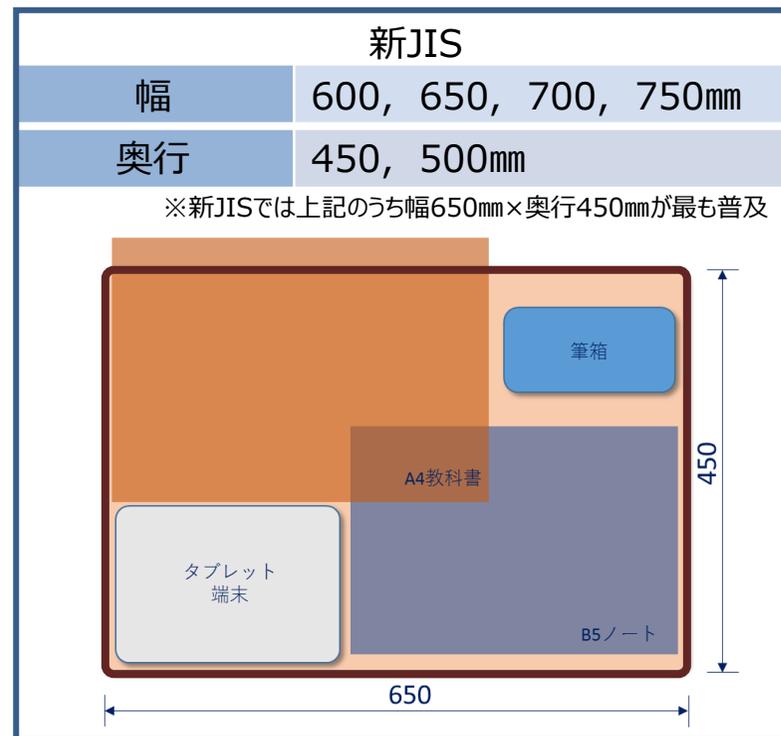
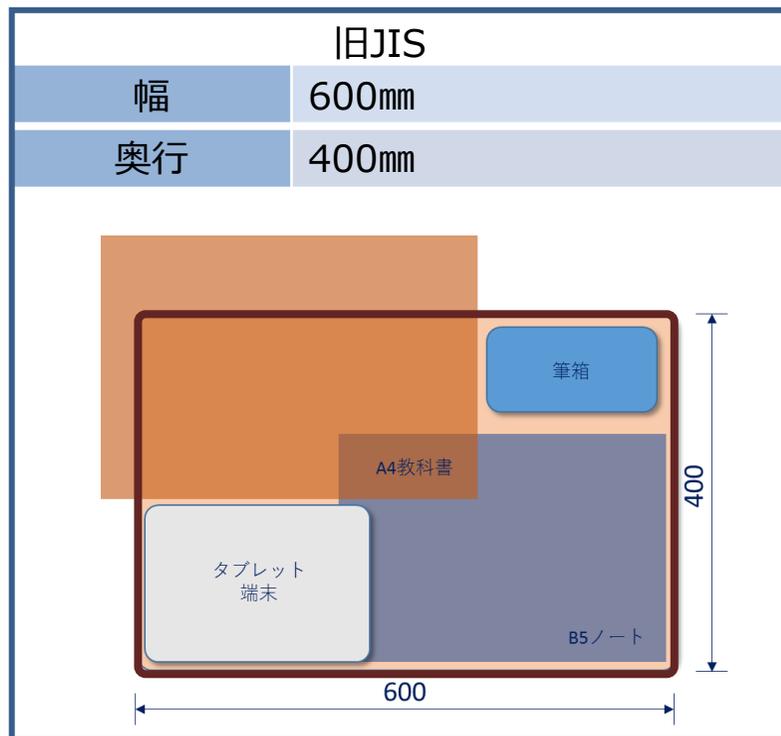
スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

新JIS規格の教室用机等の整備について

- ・教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及
- ・1人1台端末に対応した環境整備の観点から、ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備を促進



【現状と課題】

- ・旧JISの机では、ICT端末と教科書、ノートを同時に活用すると、**教科書を広げられない**、**ICT端末や教材を落とす**などの声もある。
(教科書、ノート、筆記用具に加え、ICT端末を一緒に使う場合は机面が狭くなるため、ノートをしまう等の運用例もある。)
- ・新JISの机はより広く教材、教具等を配置できる一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、重くて低学年に負担との声もある。【ICT環境への対応】
- ・1人1台端末に対応した環境整備の観点から、**ICT端末や教科書等の教材、教具を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備を促進することが重要。**

新JIS規格の教室用机等の整備について

- ・教室用機の寸法はJIS規格で規定。旧JIS(幅600mm×奥行400mm)と、その1.2倍の広さの新JIS(幅650mm×奥行450mm)が普及
- ・1人1台端末に対応した環境整備の観点から、ICT端末や教科書等を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備を促進

旧JIS	
幅	600mm
奥行	400mm



【A小学校】
旧JIS規格の教室用機のため、タブレット端末利用時は、その他の教材を、机の隅に重ねて置いたり、机の棚にしまう等の運用を行っている。同時に教科書等の教材を活用することができない。

新JIS	
幅	600, 650, 700, 750mm
奥行	450, 500mm

※新JISでは上記のうち幅650mm×奥行450mmが最も普及



【S小学校】
ノートPCを活用するため、新JIS規格の教室用機を採用しており、教科書等の教材・教具を同時に活用できている。新設校においては、新JIS規格の教室用機を採用している。

【現状と課題】

- ・旧JISの机では、ICT端末と教科書、ノートを同時に活用すると、**教科書を広げられない**、**ICT端末や教材を落とす**などの声もある。
(教科書、ノート、筆記用具に加え、ICT端末を一緒に使う場合は机面が狭くなるため、ノートをしまう等の運用例もある。)
- ・新JISの机はより広く教材、教具等を配置できる一方、通路幅が狭くなり、机間巡視がしにくい、重くて低学年に負担との声もある。【ICT環境への対応】
- ・1人1台端末に対応した環境整備の観点から、**ICT端末や教科書等の教材、教具を常時活用できる新JIS規格の教室用机等の整備を促進することが重要。**

文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について

概要

- 小・中・高等学校等の子供の学びの保障の観点から、**児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBTシステム**
- 文部科学省が開発
- 現在、公立小学校の90%超、公立中学校のほぼ全てが登録（ほぼ全ての自治体、約2.8万校、約890万アカウントが登録）
- 国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題約40,000問を活用可能
- 令和5年度の全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」調査、令和6年度の中学校質問調査において、約100万人が活用。
- 令和7年度の全国学力・学習状況調査中学校理科の悉皆実施においても活用。
- 令和9年度からの全国学力・学習状況調査の全面CBT化でも活用することを想定。
- 「GIGAスクール構想」により実現する「**1人1台端末**」を活用した「**デジタルならではの学び**」を実現

MEXT + CBT
文部科学省 Computer Based Testing



MEXCBT
メクビット

活用の様子：学校や家庭における活用



小田原市立片浦小学校HPより抜粋

画面イメージ：見やすいテスト実施画面



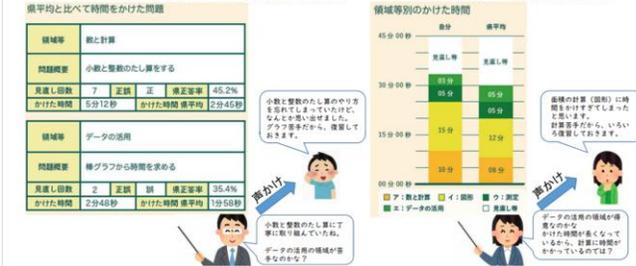
PISA（国際学力調査）公開問題

活用の事例：地方自治体独自の学力調査（埼玉県：解答ログデータの活用）

4 埼玉県学力・学習状況調査のログデータの活用（児童生徒へ返却）

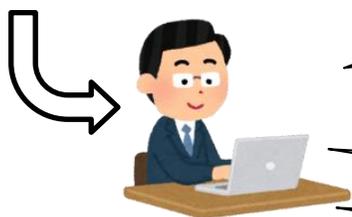
- 【児童生徒用帳票】県平均に比べ時間をかけた問題と領域別のかけた時間の一覧

- 県平均と比べて時間をかけた問題（児童生徒が困った・迷ったと考えられる問題を把握）
- 領域別のかけた時間（児童生徒が時間をかけた領域を把握）



第19回教育データの利活用に関する有識者会議【資料2-2】より抜粋

MEXCBTを活用した現場からの声（一部抜粋）



MEXCBTは、授業中や放課後に活用したり、家庭学習（宿題）の際に活用したりした。臨時休校中にもこのシステムを活用して家庭学習を行った。

児童生徒は問題を解けば正答率が出て達成度が分かるため、楽しみながら取り組んでいた。今後も利用したい。

教員は配信するだけでテストを利用できて自動採点されるため、印刷や採点の手間が省け、業務効率が向上した。

子どもたちは学習端末を使用した学習にとまどいなく取り組んでおり、私たち大人の想像を超えたスピードだと感じる。

現状・課題

○子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、教育DXを加速することが求められている。このような教育DX環境を充実していくため、教育データの利活用に必要な知見や成果を共有することができる基盤的なツールを文部科学省が整備する必要がある。

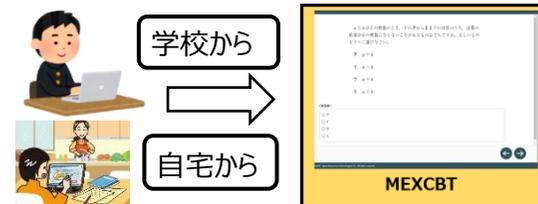
○また、このような基盤的なツールの改善・活用促進を進めるとともに、GIGAスクール構想を通じて整備されたデジタル学習基盤について検証し、子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの実現に資するデジタル学習基盤の在り方について検討を行う。



事業内容

(1) 文部科学省CBTシステム（MEXCBT）の改善・活用推進（919百万円）（令和7年度補正予算額 419百万円）

- 文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を、希望する全国の児童生徒・学生等が、オンライン上で学習・アセスメントできる公的なCBTプラットフォームとして提供し、デジタルならではの学びを実現。
- 令和8年度の全国学力・学習状況調査の中学校教科調査（英語）等において活用予定。また、令和9年度の全国学力・学習状況調査の全面CBT化における活用を見据え、CBT調査教科のサンプル問題を搭載し、各学校でMEXCBT上で取り組めるような環境を整備する予定。
- 地方自治体独自の学力調査等のCBT化についても、引き続き地方自治体のニーズに対応できるようにする。



(2) デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究（59百万円）（令和7年度補正予算額 389百万円）

- GIGAスクール構想で整備された端末の調達・活用状況を検証するとともに、それらの結果から得られた知見やこれまでの調査研究の成果等を集約し、デジタル学習基盤の在り方を検討する。そのため、クラウド基盤及びサービスの共同調達・共同利用の在り方とその要件定義、ネットワーク形態及びセキュリティの在り方とその要件定義、先端技術の教育分野における利活用、共同調達・運用の可能性等についての調査研究を行う。
- 教育データ利活用に不可欠なデータ標準化の推進や、データのシステム間での相互運用性確保のための共通ルール等を定めた「相互運用標準モデル」の更新及び適合性評価の仕組み等の実施可能な体制等の検討に係る調査研究を行う。

事業スキーム



教育データの内容及び技術的な規格の標準化

データの保管、連携方法等がシステムごとに異なるのではなく、**相互に交換、蓄積、分析が可能**となるように、
(1) 教育データの項目や形式を揃える、(2) 関係するシステム間で相互運用性を確保すること

- (1) データ内容の規格：各国により文脈が異なるため、主に各国が独自に定める必要
- (2) データの技術的な規格：主に国際標準規格を参考に設定

(1) データ内容の規格：標準化項目例

① 主体情報
児童生徒、教職員、学校等を定義



【児童生徒情報】
生年月日、学年等



【教職員情報】
氏名、免許等



【学校情報】
学校コード、児童生徒数、学級数等



【学校設置者情報】
(国立・私立) 法人番号
(公立) 教育委員会コード等

② 内容情報
学習内容等を定義

教科情報、教科書情報、学習指導要領コード等

教育データ標準5.0で追加・更新



③ 活動情報
何を行ったのかを定義

体力情報、健康診断情報、**指導要録情報**、在籍証明情報、災害給付制度加入情報、**出欠情報**等

教育データ標準5.0で追加・更新



(2) データの技術的な規格：規定している標準規格の例 (イメージ)

初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデルVer.5.00

システム間連携のための標準規格

校務支援システム

学習eポータル (LRS)

MEXCBT 学習ツール

OneRoster (名簿情報連携に関する国際標準規格) をベースに定義

LTI (学習用プラットフォームを外部ツールと連携させるための国際標準規格) をベースに定義

現状・課題

- 1人1台端末環境において、教育データを活用し、自らの学びの改善やきめ細かな指導・支援、教員の働き方改革に生かすことが重要。一方、こうした取組は一部の先行自治体において進んでいるものの、現状として全国的な取組とはなっていない。
- そこで、自治体において、**教育データの利活用の目的設定から環境の構築、データの収集、分析、分析結果の活用までの一連のプロセスを実証し、成果や課題の整理を行う**とともに、**横展開のための自治体支援**をすることにより、教育データ利活用を推進する。

事業内容

(1) 教育データの可視化に関する実証研究等

機能開発を含めた教育データ利活用の一連のプロセスに関する実証研究

自治体における教育データ利活用のプロセスをまとめた「教育データ利活用のステップ（β版）」（文部科学省作成）をベースに、自治体において、検討、システムやツールの構築・導入、データ収集、データのダッシュボード等による可視化、活用といった教育データ利活用の一連のプロセスを実証。



教育データ利活用のダッシュボードイメージ（渋谷区）

(2) 教育データ利活用の横展開のための自治体支援

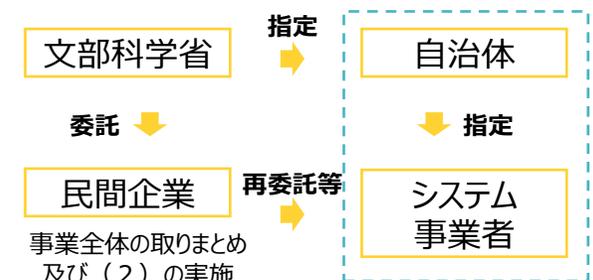
① 実証自治体への伴走支援

(1) の実証自治体の伴走支援を行うと共に、教育データ利活用の一連のプロセスの詳細化、システム・ツール導入後の効果的なデータ利活用方法の具体化を図り、ステップ（β版）の更新に向けた実証研究の成果や課題の整理を行う。

② 実証自治体における成果報告会及び自治体間の情報交換会

実証事例の横展開のために教育データ利活用に関心の高い自治体を集めた成果報告会を実施すると共に、自治体がデータ利活用を進めるに当たり「知見の共有＝DX」をできるような情報交換会を実施。自治体自らが実証事例や類似自治体の取組を参照したり、悩みを共有・相談したりすることを目指す。

事業スキーム



指定自治体数

3箇所

1. デジタル教科書をめぐる状況



← 審議まとめ本文はこちら

1. デジタル教科書を取り巻く状況

(注) 本資料で「デジタル教科書」とは「学習者用デジタル教科書」を指す

- ▶ 新型コロナの影響やAIの驚異的な普及等により、**ICTが社会に急速に浸透し、知的活動や社会・経済活動を大きく変革**
- ▶ 学びでは「**主体的・対話的で深い学び**」や「**個別最適な学びと協働的な学び**」の重視、そのための**GIGAスクール構想の推進**
- ▶ **教育DXの方向性**：学習内容が体系化された**シンプルで良質な教科書を羅針盤に、多様なデジタル教材・ツールと効果的に組合せ**
- ▶ 次期学習指導要領の検討では、**デジタル学習基盤を前提とした新たな学びにふさわしい教科書・デジタル教科書の在り方が論点**

2. デジタル教科書の現状

制度的位置付け

紙の教科書の内容の全部をそのままデジタル化した、教科書に代えて使用できる「**教科書代替教材**」(R1～)教科書ではないため、**使用義務や検定・採択・無償給与等の対象外**(=それらの対象である「教科書」は紙のみ)

諸外国の状況

教科書制度自体が各国様々だが、**教科書として紙の図書のみを認める制度の国は主要国では殆ど見られない**

発行・活用状況

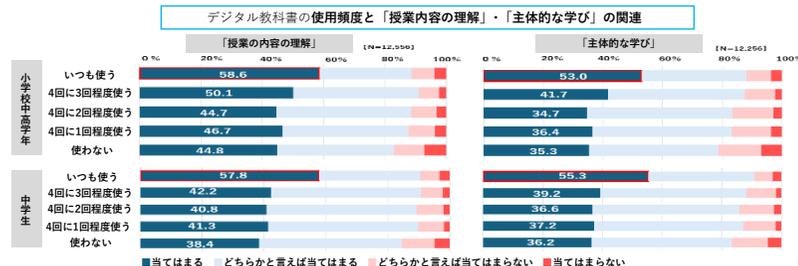
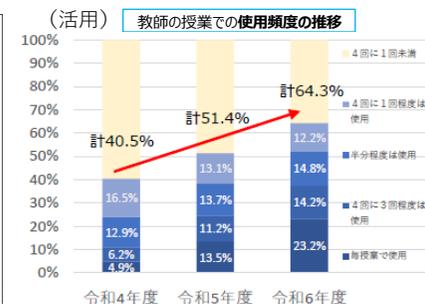
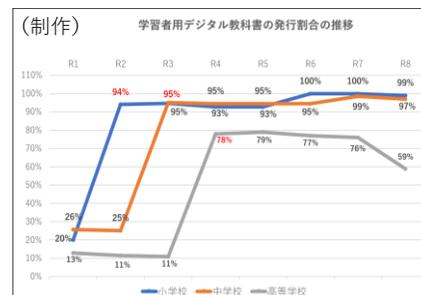
制作：紙の教科書に対し、R1では約20%前後 ⇒ R8では**小中学校で約100%、高校で約59%**
導入：**国から、英語は約100%、算数・数学は約55%**の小中学校等に提供。**その他(民間販売)は1%前後**
活用：**6割以上は1/4回~毎回授業で使用**(R6時点、毎年1割超の増加)、**使用歴や端末使用に比例して増加**

活用の実態・効果

- ▶ デジタル教科書を教材等と効果的に組み合わせつつ活用することで、**今まではできなかった、しにくかった主体的・対話的で深い学び、個別最適な学びや協働的な学び、授業改善や資質・能力の育成につながったとの多くの現場の声**

(例)英語の発音を自分のペースで何度も確認し、算数の図形やグラフを動かし試行錯誤して考え、教科書に繰り返し書き込み、瞬時に共有して学び合う

- ▶ **アクセシビリティ機能**により**学習上の困難さを低減**し、理解を促進(文字の拡大、色変更、音声読み上げ、ルビ表示等)
- ▶ **いつも使う児童生徒は「授業内容がよく分かっている」、「主体的な学び」「対話的で深い学び」に取り組んでいる割合が高い**
- ▶ 1年間デジタル教科書を使うと学力調査の得点が向上したなど、**成績や学力が向上したという研究や自治体例も**



II. 今後のデジタル教科書の在り方

1. デジタル教科書の制度的な位置付け

基本的考え方

- 新たな学びの実現には、関係者の納得と共感を得ながら教育現場の創意工夫を最大限生み出す環境が重要
- 社会の急速な変化や様々な教育ニーズに対して適時・適切に対応できる柔軟な制度設計が適当
- 紙かデジタルかの「二項対立」ではなく、どちらの良さも考慮し、教育課程・授業全体として紙・デジタル・リアルを適切に組み合わせてデザインすることが重要 ※紙の良さを生かすことや手を動かして書くことは今後とも重要

制度的位置付け

- ・ 制度化前は教科書として使用できず、効果・影響等の実証研究が困難、学校のICT環境も様々 →教科書代替教材としてスタート
- ・ 制度化から6年、社会の情報化・学校ICT環境の飛躍的進展、実際にデジタル教科書が使用され、効果・影響等の知見が蓄積
- ・ 効果を実感した学校関係者から意見
 - ・ 「教材」ではなく無償給与の対象となる「教科書」として位置付けるべき
 - ・ 紙の教科書と同一内容という要件がデジタルならではの可能性を狭めている

(可能性の例) 最初は問題提起だけを見せ、先の展開を見せることなく任意に表示させることができるため、問題解決的な授業がしやすくなる

児童生徒からも「デジタル技術を活用した教科書がいい」との声 (「こども若者★いけんぷらす」による意見聴取)

- 教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認め、現場が選択できるようにすることを制度上位置付け (デジタルでも検定・採択・無償給与等の対象に)
- 一部が紙、一部がデジタルで作られたハイブリッドな形態の教科書も認める (一例) 中核部分は紙、詳細説明や音声はデジタル

対象学年・教科等に係る指針(ガイドライン)

- 教科書にデジタルの良さを取り入れ、技術革新や社会の変化を踏まえた柔軟な対応を可能にすることは教育全体を通じて重要
- 一方、発行・使用に当たっては教科特性や児童生徒の発達段階などに応じた検討が重要 (次期学習指導要領の議論も踏まえる必要)
- ➡ 対象学年・教科等について国が一定の指針(ガイドライン)を示すことが必要。 それに先立ち、予め意向調査を行うことも必要 (指針策定に当たっての留意事項)
- ・ これまでの実証の成果、教科ごとの特性、子供の認知処理能力等の発達面、紙とデジタルの良さ、意向調査結果など関係者の意見等

導入時期

次期学習指導要領の実施に合わせて導入

2. 関係制度の方向性

教科書の範囲・内容・分量等

- 教科書は検定を経ることを前提に学習指導要領に基づき教育内容が文字や図画等により系統的・組織的に記述されたものが該当
- 二次元コード先のコンテンツは、現在は教科書ではなく教材だが、今後、教科書の一部として位置付けられるものについて認める
 - ➡ コンテンツの無制限な拡大の抑制により、教育現場や発行者の負担を軽減しつつ、検定対象となることで質の保証も実現
- 教科書ではなく教材であるものは、教科書の検定・採択段階では切り離れた上で、教科書の連携性を高め、使用段階で一体的に使用できるようにする（教科書と補助教材の適切な役割分担）
- (現状) 教科書の内容・分量が大幅に増加し、教科書を網羅的に教えなくてはならないという根強い考えもあり、現場に負担感
 - ➡ そもそも教科書を網羅的に教える必要はなく、使用義務の観点からも許容 ➡ 教科書「を」教えるから、教科書「で」教えるへ
 - ➡ 新たな学びに対応する観点から、教科書は教科等の中核的な概念をつかみやすいものにして内容・分量を精選しつつ、教科書に加えて適切な教材を学習場面に応じて選択して使用することで学びの充実を図っていくことが望ましい
(※具体的なイメージは教育課程部会においても検討中であり、その結果も踏まえ、一定の指針に反映することも考えられる)

検定

- 教科書検定においては、教科書の形態が紙かデジタルかを問わず、文字や図画等による内容について従来どおり審査
- その内容の効果的な理解に資すると認められるデジタル機能[※]は、検定審査では限定的な範囲で一定の確認を行うにとどめる
(※) 文字や図画等の動的表示・操作機能、音声読み上げ、拡大・縮小、色や書体の変更、ルビ表示など
- 上記の基本的考え方にに基づき、具体的な検定方法やデジタル機能の範囲などは、検定審議会において専門的に検討

採択

- 採択権者に示される教科書見本は、紙・デジタルいずれも実際に供給される教科書と同等のもの・方式で示すことが適当
- デジタル機能の一覧を示すなど採択事務の負担軽減の工夫を期待

発行・供給

- 教科書のデジタル部分の供給は、ライセンス期間など定まった一定の期間、児童生徒が使用できるようにすることが必要
- 使用可能期間は、多様な教育課程への対応の観点から、義務教育は少なくとも3年間以上、高校段階は4年間以上が望ましい
- 使用可能期間後も手元に残して学習できるよう、ダウンロードや印刷を可能にすることが望ましい
- 供給が一時的にできなくなる場合に備えた印刷機能の実装など、教科書の適正な発行・供給に必要な措置を検討することが必要
- その他、関係者間の協議・検討による具体的な実務ルール策定等が必要
- 教科書価格は、デジタルな形態の教科書も含め、必要なコストに見合った適正な価格設定となるよう国において検討が必要

教科用特定図書等、著作権等

- 高校や特別支援学校等で適当な教科書がない場合等に教科書として使用することができる一般図書もデジタル形態を認める
- 拡大教科書・点字教科書・音声教材など障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の作成のため、教科書のデジタル部分も紙と同様に教科書デジタルデータの提供義務に含まれるようにすることが適当
- 教科用特定図書等についてもデジタルな形態を認め、無償給与の対象とすること、その標準規格を国において定めることを検討
- デジタルな形態も含む教科書の著作権の権利制限の在り方について文化審議会で専門的な観点からの審議が必要

III. 当面の推進方策

基本的考え方

- 現行の課題を改善しつつ、紙に加えてデジタルを取り入れた教科書も選択できるようになる制度改正を見据えた取組が必要
- 制度改正により新たな教科書が配布されるまでの当面の間、引き続き教科書代替教材であるデジタル教科書を配布する

デジタル教科書の配布

- 小5～中3を対象とした英語、算数・数学に加え、その他の教科・学年についても、多角的な効果検証の観点も含め、現場のニーズや導入による影響等を勘案しながら配布を進めることが重要

アカウント管理等の負担軽減

- R6・7年度から官民でアカウント管理等の負担軽減の取組（例：登録支援・自動化サービスや学習eポータルによる一括管理）が進められてきているが、十分に活用されていない面も見られることから、取組の更なる周知や、国が主導的に発行者等と連携して取組を強化していくことが重要

ICT環境の改善

- GIGAスクール構想第2期において、端末の着実な更新を進めるとともに、同時に全ての授業で多数の児童生徒が高頻度で端末を活用する場合にもネットワークを原因とする支障がほぼ生じないよう「当面の推奨帯域」の早期達成に向けた支援を実施

教師の指導力の向上

- 効果的な活用方法の発信や教員研修による教師の指導力向上が極めて重要であり、その他の教科や高校の実践事例の充実、広域での教員研修の更なる充実、教員養成課程でのデジタル教科書の利用環境の改善の検討などに取り組むことが必要

健康影響への対応

- 健康影響に関する専門家の主な意見は、授業では常に手元の教科書を見ているわけではなく、紙かデジタルかを問わず長時間継続して近距離で注視するのは避けるべきといったもの。そうした状況にあるとすれば新たな学びの観点からも憂慮。最新の知見も取り入れつつ、ガイドライン等で周知を徹底

関係者への理解

- 教育委員会や学校、教師、児童生徒、保護者などの関係者に対し、デジタル活用を自己目的化するものではなく、児童生徒の学びの充実が最も重要な目的であるという趣旨の十分な理解を図る

背景 ・ 課題

- デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。
- 一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和6年度時点では約6割という状況。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

① 学習者用デジタル教科書購入費

1,600百万円 (1,545百万円)

- 全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、英語のデジタル教科書を提供する。
- 一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供する。

対象
校種
・
学年

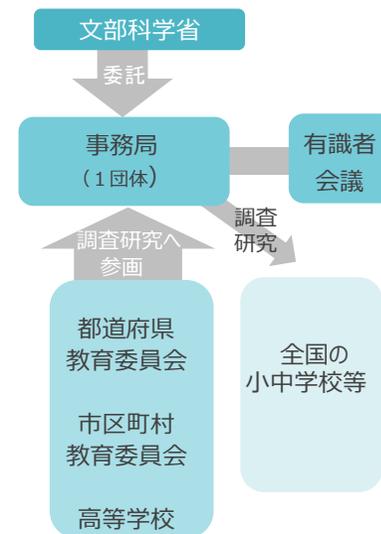
国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(特別支援学校小学部・中学部
及び特別支援学級も同様に対応)

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する 実証研究事業 241百万円 (127百万円)

【拡充】

- デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。
- 都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための研修モデルについて調査研究を実施する。

③ その他、中教審デジタル教科書推進WGの議論の方向性を踏まえた標準仕様等に関する調査研究を実施



JST「サイエンスティーム」



- ・令和4年度第2次補正及び令和5年度予算によりサイトを構築し、令和6年6月より運用開始
- ・教員および児童生徒の探究学習・STEAM教育を支援するコンテンツを提供し、STEAM教育を行う現場へ展開

(背景) 「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)

【政策2】探究・STEAM教育を社会全体で支えるエコシステムの確立

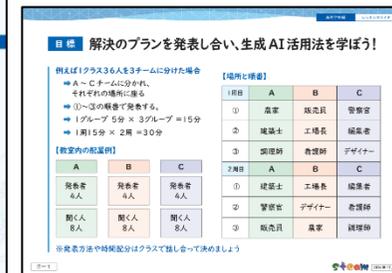
——政策2⑨：企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐ 探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育のためのプラットフォームの構築を踏まえた取組

先生／児童・生徒それぞれに
合わせたコンテンツを掲載



先生向けコンテンツ

- ・オリジナル補助教材
- ・STEAM教育事例
- ・教育関連記事
 - 国研出前授業レポート
- ・関連リンク
 - 調べ学習サイト
 - STEAM教材提供サイトなど



オリジナル補助教材
生成AI活用ガイド

児童生徒向けコンテンツ

- ・探究学習の成果集
- ・記事
- ・動画教材
- ・イベント情報



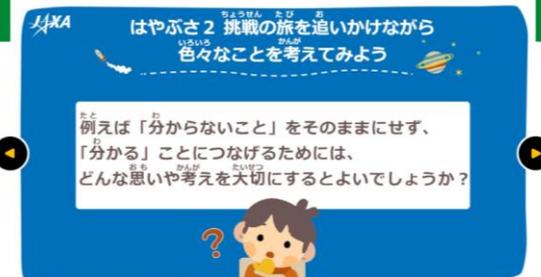
動画教材
ともにキツク社会



動画教材
ともにキツク社会 (2) 冷凍食品でキツク社会



動画教材
ともにキツク社会 (3) 鉄道でキツク社会



STEAM教育事例
(JAXA製作)

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

- ◆ 文部科学省は平成29年10月に、教育委員会等が**教育情報セキュリティポリシー**（※1）の策定や見直しを行う際の参考として、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」（以下、「ガイドライン」という。）を策定。
- ◆ 児童生徒の学びや学校の働き方の変化に合わせて、教育現場で必要とされる情報セキュリティ対策は変化しており、これまで随時ガイドラインの改訂を実施。

【令和元年12月改訂】

GIGAスクール構想の始動時に対応するため改訂

【令和3年5月改訂】

新たに必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため改訂

【令和4年3月改訂】

アクセス制御による対策の詳細な技術的対策の追記と、「ネットワーク分離による対策」、「アクセス制御による対策」を明確に記述するため改訂

【令和6年1月改訂】

次世代の校務DX環境（※2）の整備を見据えた情報セキュリティの考え方の提示、関連法令・指針の改訂・改正に伴う対応、各自治体における教育情報セキュリティポリシーの策定推進に向けた読みやすさ向上のため改訂

【令和7年3月改訂】

GIGAスクール構想の進展により教育現場のクラウド活用が進んでいること等を踏まえ、情報資産の分類・仕分け・管理方法の見直し及び次世代校務DX環境への移行を進める上で必要となるセキュリティ対策に関する記載の見直しを主な目的として改訂

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」 目次

はじめに

第1編 総則

第1章 本ガイドラインの目的等

第2章 地方公共団体における 教育情報セキュリティの考え方

第3章 教育現場におけるクラウドの活用について

第2編 教育情報セキュリティ対策基準

1. 対象範囲及び用語説明

2. 組織体制

3. 情報資産の分類と管理方法

4. 物理的セキュリティ対策

5. 人的セキュリティ対策

6. 技術的セキュリティ

7. 運用

8. 外部委託

9. SaaS型パブリッククラウドサービスの利用

10. 評価・見直し

第3編 付録

※1 教育分野に関して、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書

※2 次世代校務DX（クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて、学校の働き方改革・教育活動の高度化・教育現場におけるレジリエンス確保の実現に資する新しい校務の在り方）を実現するために整備が必要となる環境

教育情報セキュリティポリシーハンドブック（令和7年3月）

教育委員会担当者の情報セキュリティに関する理解の深化を図り、自治体自らが教育情報セキュリティポリシーの策定・見直しを適切に実施できるように、教育現場における情報セキュリティの基本的な考え方及びガイドラインの基本的な考え方とポイントを解説した「**教育情報セキュリティポリシーハンドブック**」を策定



目次

第1章 はじめに

第2章 教育現場における情報セキュリティのポイント

- 2-1 教育現場における情報セキュリティの基本的な考え方
- 2-2 何を守るか
- 2-3 何から守るか
- 2-4 どのように守るか

第3章 教育情報セキュリティポリシー策定の際のポイント

- 3-1 教育情報セキュリティポリシーとは
- 3-2 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のポイント
 - (1) 対象範囲及び用語説明
 - (2) 組織体制
 - (3) 情報資産の分類と管理方法
 - (4) 物理的セキュリティ
 - (5) 人的セキュリティ
 - (6) 技術的セキュリティ
 - (7) 運用
 - (8) 外部委託
 - (9) SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用
 - (10) 評価・見直し

■ 場面对応型指導事例集 「著作権教育 5分間の使い方」

場面对応型指導事例集

[改訂版]

著作権教育 5分間の使い方

この資料の使い方の例

この資料の中からそれぞれの先生方が使いやすいと思うページを1ページでも2ページでもコピーして、指導の日誌などにいつもはさんでおき、もし、教室などでの子どもの活動の場面で思い当たったときに、声かけの際の手持ちメモとして活用してみてください。



この資料のすべてについて、自由にコピーして結構です。

文化庁著作権課



■ 学校における教育活動と著作権

